

諮問事項に係る新旧対照表

1. 分光全放射束

新規に追加

特定標準器 (法第134条第1項)	特定副標準器 (法第134条第2項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
自己校正測定装置、比較受光器、単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、配光測定装置及び分光放射輝度照度測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの		経済産業大臣 (ただし、法第168条の2の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所)	分光全放射束標準光源であって、校正範囲が波長において 360 nm 以上 830 nm 以下のもの

_____ : 諮問事項

2. 標準物質 (pH標準液以外の標準液)

(1) フェノール類6種混合標準液

新規に追加

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第134条第1項)	特定標準物質 (法第135条第1項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準液を製造するための標準液製造用精密天びん及び分析計測装置であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの	フェノール類6種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの	一般財団法人化学物質評価研究機構	フェノール類6種混合標準液のうちアセトン希釈のものであって、フェノール、2-クロロフェノール、4-クロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール及び2,4,6-トリクロロフェノールの各濃度が1 g/Lのもの

_____ : 諮問事項

(2) かび臭物質 2 種混合標準液

新規に追加

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第134条第1項)	特定標準物質 (法第135条第1項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準液を製造するための標準液製造用精密天びん及び分析計測装置であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの	<u>かび臭物質 2 種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>かび臭物質 2 種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールの各濃度が 0.1 g/Lのもの</u>

_____ : 諮問事項

(3) 八口酢酸 4 種混合標準液

新規に追加

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第134条第1項)	特定標準物質 (法第135条第1項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準液を製造するための標準液製造用精密天びん及び分析計測装置であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの	<u>八口酢酸 4 種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>八口酢酸 4 種混合標準液のうちt-ブチルメチルエーテル希釈のものであって、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びプロモ酢酸の各濃度が 1 g/Lのもの</u>

_____ : 諮問事項

(4) 銀標準液

新規に追加

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第134条第1項)	特定標準物質 (法第135条第1項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準液を製造するための標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの	<u>銀標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>銀標準液であって、濃度が1 g/Lのもの</u>

_____ : 諮問事項

(5) 亜塩素酸イオン標準液

新規に追加

特定標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置 (法第134条第1項)	特定標準物質 (法第135条第1項)	校正等の実施(法第135条第1項)	
		校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
標準液を製造するための標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管するもの	<u>亜塩素酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</u>	<u>一般財団法人化学物質評価研究機構</u>	<u>亜塩素酸イオン標準液であって、濃度が1 g/Lのもの</u>

_____ : 諮問事項